

令和3年度 運転者適性診断(一般・初任・適齢) 受診に関する助成金要領

公益社団法人福島県トラック協会

1 助成制度の目的

会員事業者（以下「会員」という。）、協会未加入事業所（以下「非会員」という。）が自動車事故対策機構福島支所（以下「事故対」という。）、富久山自動車教習所、平中央自動車学校、タイドライバースクール、南湖自動車学校、保原自動車学校（以下「指定機関」という。）及び協会支部（以下「支部」という。）の行う運転者適性診断（一般・初任・適齢）（以下「診断」という。）受診をする場合受診料の一部を助成し、運転者の管理・運営・教育等交通事故防止を図ることを目的とする。

2 助成対象

- (1) 助成の対象となる診断は「一般・初任・適齢」とする。
ただし、非会員は、「初任・適齢」とする。
- (2) 事故対の「ナスバネット方式」を導入し自社において診断を行う場合、事前に協会との「覚書」を交わすこと、また、当該「覚書」を事故対へ提示することを条件として助成対象とする。
- (3) 事故対の「貸出機器」を利用し自社において診断を行う場合、事前に別紙「令和2年度適性診断貸出機器利用助成交付事前申請書」で協会に申請すること、また、協会の受領印が押印された当該申請書を受診票とともに事故対へ提出することを条件として助成対象とする。
- (4) 会員が、上記2(2)及び(3)または支部で診断する場合、初任診断及び適齢診断は令和4年2月28日までにカウンセリングを受けたもののみが助成対象となるので注意すること。

3 対象者

助成対象者は、福島県内の事業所（支店、営業所等を含む）に従事している運転者であること。**※雇用前（予定者を含む）の運転者は対象としない。**

ただし、非会員はGマーク認定事業所に限る。

4 助成予算額

13,960,000円

5 助成交付額

令和3年4月1日から令和4年2月28日まで

一般診断 2,400円

初任診断 2,000円

適齢診断 2,000円 とし、それぞれ1人年1回とする。

助成券以外による助成は対象としない。

6 助成対象期間

令和3年4月1日～令和4年2月28日

ただし、予算の範囲で終了。

7 助成金の申請手続き

事故対、指定機関において受診する際、協会並びに各支部より「運転適性診断受診票」を受取り、内容を記入し**（受領印を忘れずに）**持参提出する。

支店、営業所で事業所印が無い時に限り、支店、営業所長の個人印を認める。

8 実施日

令和3年4月1日から適用する。